

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ラポール福祉会（以下、法人という）の定款第8条第21条に基づき役員等の報酬等について規定するものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事及び監事、評議員をいう。

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員報酬)

第4条 役員等報酬は、役員等が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合には、その出席1日につき、5,000円を支給する。

3 評議員会は理事長の招集に応じ、その出席1日につき、5,000円を支給する。

(役員報酬の支払)

第5条 役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 役員が法人業務等出張する際に要する旅費に関しては別表1により旅費等を支給する。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決により行う。

附則 この規程は法人登記日より施行する

法人登記日 平成 27 年 4 月 1 日

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する

附則 この規程は、平成 30 年 5 月 29 日より施行する